

概要（事前分析表（案）のポイント）

施策目標Ⅳ-3-2

豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について	
1	<p>施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。</p> <p>（注1） 課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。</p>
達成目標について	
2	<p>課題に対応した達成目標を設定できているか。</p>
3	<p>施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。</p> <p>（注2） 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。</p>
測定指標、参考指標について	
4	<p>達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。</p>
5	<p>測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。</p> <p>（注3） 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。</p>
6	<p>測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。</p>
7	<p>当該年度の目標値が記載されているか。</p>
8	<p>目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。</p>
9	<p>目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。</p>
達成手段について	
10	<p>測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。</p>
11	<p>達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照</p>

【概要】令和6年度事前分析表（施策目標Ⅳ-3-2）

基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること
施策大目標3：働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
施策目標2：豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

現状(背景)

1. 中小企業退職金共済制度について

- 独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る。
- ・ 退職金制度がある企業割合は74.9%だが、企業規模別にみると、「1,000人以上」が90.1%である一方、「30～99人」は70.1%。
- ・ 中小企業退職金共済制度の被共済者数は毎年度加入者数が脱退者数を上回り、ほぼ同水準で増加。
【加入者数】令和2年：367,510人、令和3年：378,094人、令和4年：363,018人
【脱退者数】令和2年：318,523人、令和3年：334,042人、令和4年：357,159人
【期末被共済者数】令和2年：3,536,953人、令和3年：3,581,005人、令和4年：3,586,864人
- ・ (独)勤労者退職金共済機構が委嘱した普及推進員等の訪問活動等により、個別事業主に対する加入を促進。

課題 1

中小企業においては、大企業と比べ、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言いがたい

達成目標1 中小企業退職金共済制度の普及促進

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数(アウトカム)**
- 普及推進員等1人当たりの月あたり平均の加入勧奨件数(アウトプット)

2. 勤労者財産形成促進制度について

- 勤労者が豊かで安定した生活を送ることができるよう、その計画的な財産形成を促進するため、勤労者財産形成促進制度により勤労者を支援。
- ・ 勤労者財産形成促進制度の利用件数は、低金利下の状況等を背景に減少傾向。
(参考：利用件数)令和2年：7,107,106件、令和3年：6,751,767件、令和4年：6,416,704件
- ・ 勤労者退職金共済機構と連携した雑誌への制度紹介記事の掲載や広報資料の配布、厚生労働省広報ツールの活用等により、財形貯蓄及び財形持家融資制度の普及・活用促進を実施。
(参考：財形貯蓄制度の導入割合)平成11年：61.8%、平成16年：54.5%、平成21年：46.4%、平成26年：41.4%、平成31年：38.1%
(厚生労働省「就労条件総合調査」)

課題 2

勤労者財産形成促進制度の利用が低下

達成目標2 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進

- 3 勤労者財産形成促進制度の利用件数(アウトカム)**
- 勤労者財産形成促進制度の周知回数(アウトプット)

中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成促進制度

現状

(中小企業退職金共済制度)

- 中小企業退職金共済制度は、中小・零細企業においては個々の企業が独力で退職金制度を確立することが困難であることから、中小企業事業主が掛金を拠出し、(独)勤労者退職金共済機構(以下「勤退機構」という。)が管理・運用する共済の仕組みにより、中小企業の従業員(常用労働者)に対して同機構から直接退職金を支給するもの。

(勤労者財産形成促進制度)

- 勤労者財産形成促進制度(財形制度)は、給与からの天引きにより積立を行う「財形貯蓄」や、財形貯蓄を行う方に住宅取得やリフォームの資金の貸付けを行う「財形持家融資」などにより、働く方の財産形成を国と事業主が支援する制度。

○中小企業退職共済制度(令和4年度末)

	加入事業所数	加入従業員数
一般の中退	約38万所	約359万人
建設業	約17万所	約214万人
清酒製造業	約0.2万所	約0.4万人
林業	約0.3万所	約2万人

○勤労者財産形成促進制度実績(令和4年度末)

財形貯蓄：契約件数 636万件
貯蓄残高：14兆9,645億円
財形持家融資：貸付決定件数 522件
貸付決定金額 85億59百万円
融資残高 4,012億円

課題・今後の方針

(中小企業退職金共済制度)

- 特定業種退職金共済制度(建設・清酒・林業)については、加入者が減少する見込みであるため、前回の財政検証結果(制度を安定的に持続させていくために、今後の制度のあり方について検討が必要)も踏まえ、制度の改善・見直しの検討を行う。

(勤労者財産形成促進制度)

- 財形制度については、低金利の影響による財形商品の利回り低下、民間金融機関における住宅ローン利用者の拡大等により、利用者が減少している状況を踏まえ、制度の改善・見直しの検討を行う。

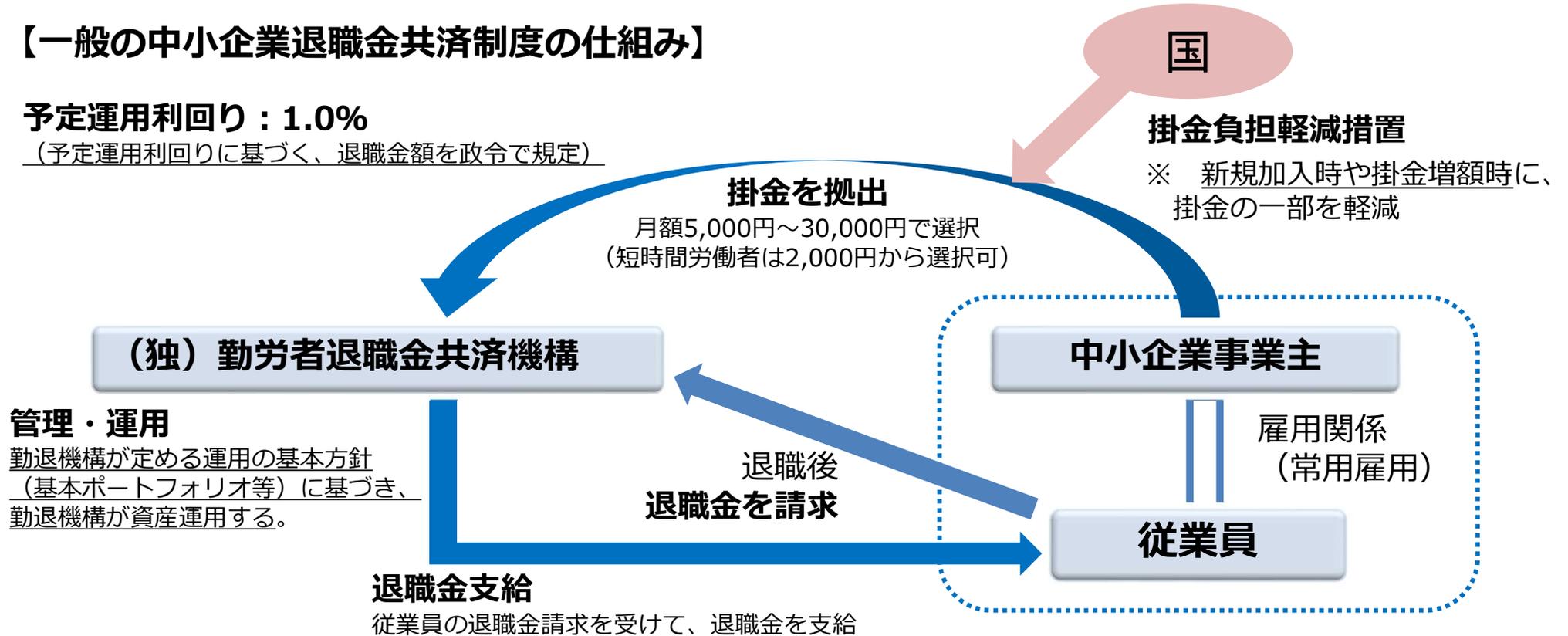
一般の中小企業退職金共済制度

- **一般の中小企業退職金共済制度**は、中小・零細企業においては個々の企業が独力で退職金制度を確立することが困難であることから、中小企業事業主が掛金を拠出し、独立行政法人勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、中小企業の従業員（**常用労働者**）に対して同機構から直接退職金を支給するもの。

【一般の中小企業退職金共済制度の仕組み】

予定運用利回り：1.0%

（予定運用利回りに基づく、退職金額を政令で規定）



加入事業所数 (令和4年度末現在)	加入従業員数 (令和4年度末現在)	退職金等支給総額 (令和4年度)	従業員1人当たりの平均退職金等支給額 (令和4年度)
約37.9万所	約359万人	約3,773億円	約134万円

特定業種退職金共済制度

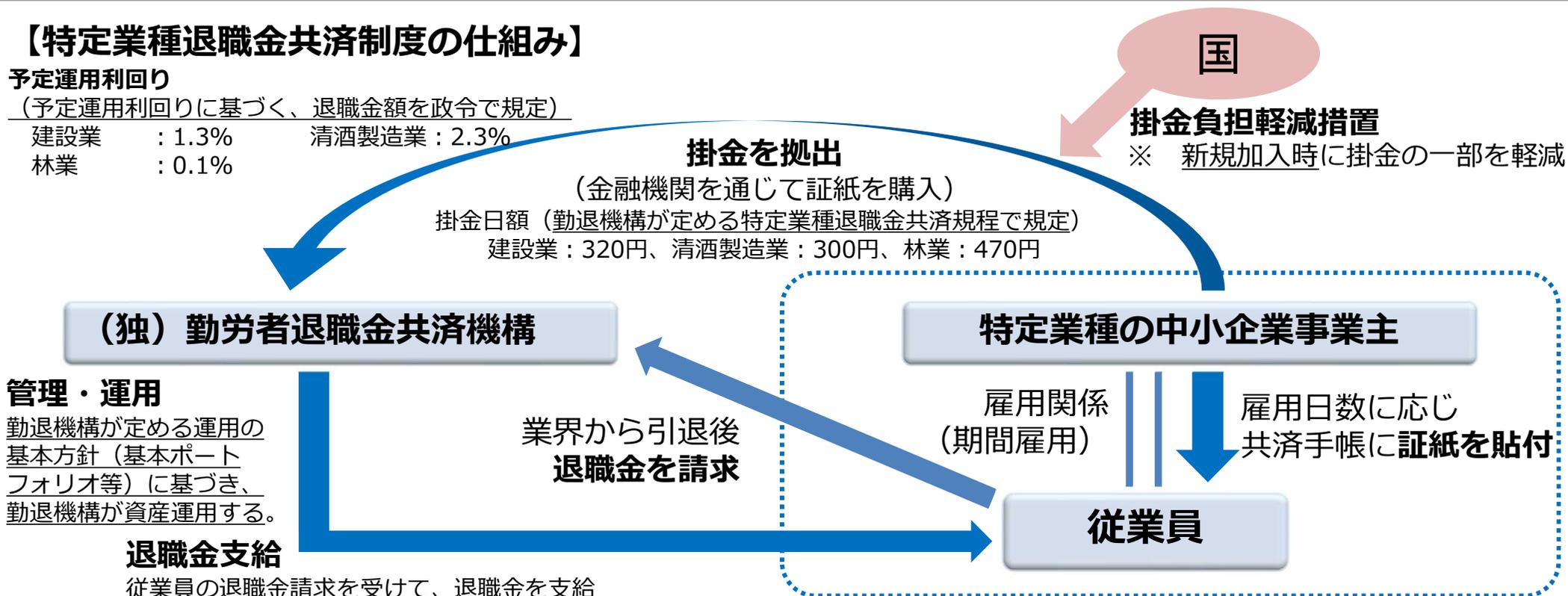
- **特定業種退職金共済制度**は、厚生労働大臣が指定する特定業種（**建設業・清酒製造業・林業**）の中小企業事業主が雇用日数に応じて証紙を退職金共済手帳に貼付するなど（※）して支払い、独立行政法人勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、従業員（**期間雇用労働者**）が業界で働くことをやめた際に、同機構から直接退職金を支給するもの。 ※令和2年10月から建退共では、電子申請による掛金納付が可能となっている。

【特定業種退職金共済制度の仕組み】

予定運用利回り

（予定運用利回りに基づく、退職金額を政令で規定）

建設業 : 1.3% 清酒製造業 : 2.3%
林業 : 0.1%



管理・運用

勤退機構が定める運用の基本方針（基本ポートフォリオ等）に基づき、勤退機構が資産運用する。

	建設業	清酒製造業	林業
加入事業所数（令和4年度末現在）	約17万所	約0.2万所	約0.3万所
加入従業員数（令和4年度末現在）	約214万人	約0.4万人	約2万人
退職金支給総額（令和4年度）	約603億円	約1億円	約13億円
従業員1人当たりの平均退職金支給額（令和4年度）	約92万円	約76万円	約106万円

1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：
銀行、証券、生保、損保等）

財形貯蓄の種類

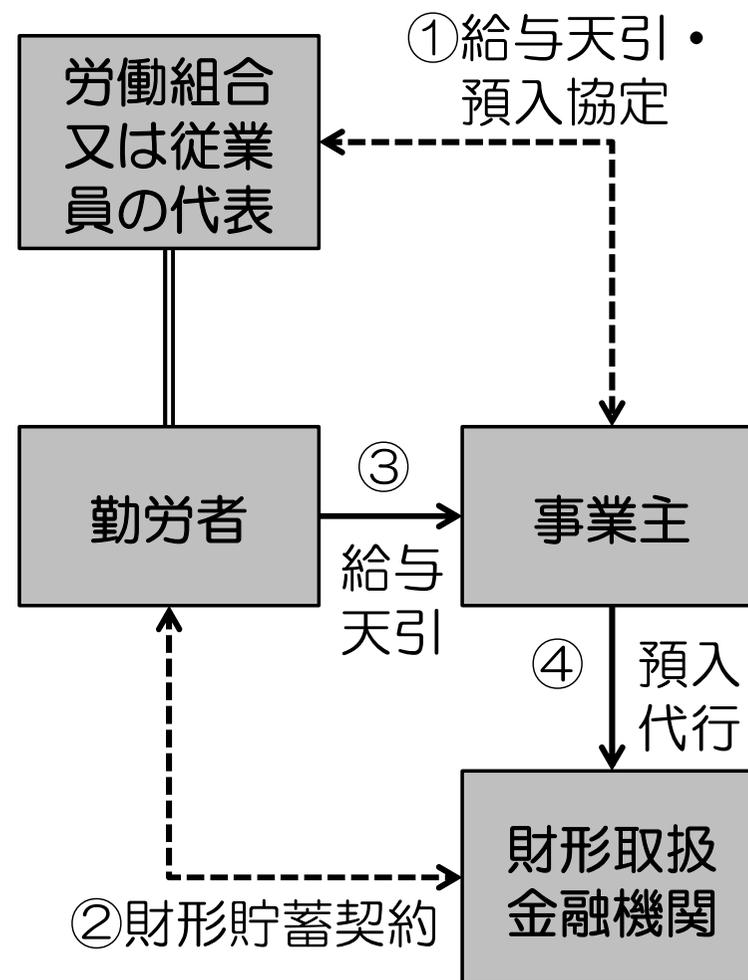
預貯金（定期預金等）、合同運用信託（金銭、貸付）、有価証券（公社債、証券投資信託の受益証券、金融債、株式投資信託）、生命保険、損害保険等

一般財形貯蓄(S46.6～) ※年齢要件なし
○目的自由
●利子等は課税
契約数445万件、貯蓄残高10兆9,515億円（R5.3末）

財形年金貯蓄(S57.10～) ※貯蓄開始は55歳未満
○年金として受取（満60歳以上）
○定額型・逓増型・前厚型から受取方法を選択
●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税
契約数140万件、貯蓄残高2兆6,697億円（R5.3末）

財形住宅貯蓄(S63.4～) ※貯蓄開始は55歳未満
○住宅の取得・増改築等の費用に充当
●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税
契約数51万件、貯蓄残高1兆3,433億円（R5.3末）

【財形貯蓄制度の仕組み】



2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、事業主を通じて（転貸融資）又は直接に（直接融資）、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.4～)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関から資金を調達（財形貯蓄総残高の1/3を限度）して融資

- 財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高を保有している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資
- 融資方法は、以下の3点
 - ① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う転貸融資
 - ② 公務員に対してその共済組合が行う直接融資
 - ③ 転貸融資制度がない等の場合に (独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う直接融資
- 限度額… 貯蓄残高の10倍（最大4,000万円）
- 貸付金利（5年間固定、令和6年1月1日現在）
 - ※ 団体信用生命保険料は含まれていない
 - ・ 勤労者退職金共済機構の転貸融資…年1.02%
- 償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】

